

## 奈良県告示第百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

令和四年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和四年七月二十七日現在の地番による。）  
桜井市大字慈恩寺八一四番八
- 二 申請者氏名 株式会社恒心不動産 代表取締役 牧蘭文彦
- 三 申請者住所 天理市川原城町八三九番地一
- 四 道路の幅員 四・四七メートルから四・六〇メートルまで
- 五 道路の延長 二二・〇三八メートル
- 六 指定年月日 令和四年八月一日
- 七 指定番号 中土第R〇四〇二号